

雇用環境整備／適正事業者認定（公開版）



適正事業者番号	No. 10-A-1007041801（第I種：育児者雇用）
事業者名	学校法人岩谷学園
所在地	神奈川県横浜市西区平沼1-38-19
電話番号/FAX番号	045-321-4414 / 045-321-4412
ホームページアドレス	https://www.iwatani.ac.jp/
代表メールアドレス	welcome@icb.ac.jp
認定年月日/認定有効期限	認定 平成30年4月1日 / 認定有効期限 平成33年3月31日
雇用環境整備問合せ窓口	統合事務局 得居美紀恵

<input checked="" type="checkbox"/> 法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等
<input checked="" type="checkbox"/> 設立から満12ヵ月を経過している
<input checked="" type="checkbox"/> 直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない
<input checked="" type="checkbox"/> 役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む
<input checked="" type="checkbox"/> 育児者・障害者・エイジレスの雇用環境整備の推進に関して本機構事業に賛同し、当該対象者の雇用実施実績又は実現を目指し、将来にわたり雇用環境整備の推進・継続の意思を有している
<input checked="" type="checkbox"/> 今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内設置されている
設置されている雇用環境整備士名（認定時点） 得居 美紀恵（第I種）

【調査項目（第Ⅰ種：育児者雇用）】

産業分類（業種）	81（学校教育）			
事業内容	教育事業			
事業所における従業員数（役員を除く）	175 名			
総事業所における従業員数（役員を除く）	175 名			
従業員数				
2018年3月現在	合計	男性	女性	
全従業員	175名	45名	130名	
内訳	正社員	75名	19名	56名
	パート・アルバイト	53名	6名	47名
	契約社員	47名	20名	27名
	派遣社員	0名	0名	0名
従業員平均年齢	44.8 歳			
加入保険	雇用保険、労災保険、日本私立学校振興・共済事業団			
雇用環境整備士の設置状況	第Ⅰ種資格者（ 1 ）名、 第Ⅱ種資格者（ 1 ）名、 第Ⅲ種資格者（ 1 ）名			

【育児者の雇用環境整備への取り組み全般について】

1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標

- ① 経緯 育児者、育児者を抱える部門からの働き方の質問があり、就業規則に則り短時間労働や子の介護休暇等の制度の説明を行っている
- ② 課題 各部門からの早い段階からの連絡と迅速な事務局の対応
- ③ 目標 育児者のための事前の制度(短時間労働やそれに伴う給与体系)について、対象者に早い段階で説明を行う事

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

短時間勤務（6時間）の申請
子の介護休暇の取得

3. 取り組み、活動により得られた成果（どのような変化に結びつき、効果をあげたか）

育児者は、短時間勤務を行うことにより、保育園等の送迎に時間のゆとりができた
また、子の介護休暇の取得により、有給休暇の減少が減った

4. 今後の計画（取り組みの予定を可能な範囲で）

学園で整備されている短時間勤務や子の介護休暇について、学園全体に理解を広めるように周知の徹底を行う

【雇用環境整備士・認定制度関連】

・ 第 I 種整備士の活動状況
問い合わせへの対応
・ 雇用環境整備士単位取得制度を活用している第 I 種整備士の有無
有 (最多単位取得者 0 単位) ・ 無
・ 雇用環境整備士は社内でのどのような評価をされているか
特になし
・ 雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
産業医の設置
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
ある ・ ない
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
特になし
・ 第 I 種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
雇っている () 名 ・ 雇っていない
・ 第 I 種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
採用している () 名 ・ いない
・ 育児者を受け入れる際に、第 I 種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、という育児者雇用の意思はあるか
ある ・ ない

【企業方針・社内環境】

・ くるみんマーク(次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定マーク)は取得しているか
取得済み (年 月) ・ 取得していない ・ 申請中
・ その他、育児者に向けた認定申請又は認定取得実績はあるか (具体的に)
特になし
・ 事業者として育児者 (妊婦も含む) 採用における知識又は制度としてどのようなものがあるか
産前産後休暇、母性健康管理、育児休業、短時間勤務、子の看護休暇 等
・ 育児者を採用するにあたって雇用環境整備されている特記事項 (採否基準等)
特になし (他の採用採否基準と変わりなし)

・ 育児者を採用した後に雇用環境整備されている特記事項（配属考慮やワークライフバランス対策等）
短時間勤務、子の介護休暇
・ 育児者雇用に対して助成金・補助金の受給実績はあるか（ある場合は詳しく）
特になし
・ 育児介護休業法に関する事項は就業規則に盛り込まれているか（具体的に）
育児休業、育児休業・育児短時間勤務・育児のための時間外労働・深夜労働の制限、子の介護休暇 等
・ 育児休業介護法への知識者の有無及びその知識者の従業員割合
有（比率 14 % 2018 年 3 月現在） ・ 無
・ 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知がなされているか（ある場合はどのような方法で社員に周知しているか）
口頭で説明、契約書の取り交し
・ 育児中女性の管理職の数。全社員での割合/女性社員における割合
0 名 全社員での割合：比率 0% / 女性社員における割合：比率 0 %（2018 年 3 月現在）
・ 育児者の公私にわたっての相談窓口となる部署があるか
有（部署名： 統合事務局） ・ 無
・ 相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか
ある ・ ない
・ 保育施設の設置状況（託児施設、授乳室の有無等）又は補助制度の有無（補助制度がある場合は具体的に）
なし
・ 本認定取得後 3 年間の育児者に向けた雇用環境整備の行動計画
就業規則の周知の徹底

【社内での取り組み】

・ 育児者への雇用環境整備として自社の独自の取り組みとして特に公開したい事項（具体的に）
育児・介護休業法の育児休業制度に則た就業規則の整備
・ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施がされているか（されている場合は具体的に）
育児・介護休業法の育児休業制度の同じ
・ 育児者に対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか
管理職会議での説明や、質問があった場合には個別対応を行う

・ 育児者を雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか
受講させている ・ 受講させていない
・ 育児者以外の社員に対する、社内ハラスメントの教育体制やセミナー等の実施状況
特になし
・ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度または復帰制度は実施されているか
実施されている ・ 実施されていない

【育児者への対応】

・ 育児者に不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどの様に努めているか。
契約書を交わし、育児者、学園双方条件確認を行っている
・ 育児者労使について過去にあった特筆すべき事例
特になし
・ 子供の急病の際の対応状況（会社としての対応を具体的に）
子の介護休業の申請の承認
・ 子供の急病の際の対応状況（周囲の職員の実際の対応を具体的に）
育児者が速やかに帰宅できるよう、申請があった場合はすぐに承認
・ 看護休暇制度はあるか（ある場合は具体的に）
子の看護休暇（子一人の場合は年5日 2人以上は年10日取得可能）
・ 部署配属先の配慮はあるか（ある場合は具体的に。育児中は残業の少ない部署への異動を認める等）
特にないが、短時間勤務を認めているので残業はない
・ 育児者の転勤・出向への対応はどうしているか（特に男性育児者の転勤等に関して）
転勤・出向はなし
・ 育児者に自宅での勤務対応を認めているか（ある場合は具体的に）
なし
・ 育児者の残業への特別な配慮はあるか
ある ・ ない
・ 育児者の欠勤への特別な配慮はあるか
ある ・ ない
・ 始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度はあるか（時短制度）
ある ・ ない

・フレックスタイム制度は導入されているか
いる ・ <input checked="" type="radio"/> いない
・所定労働時間を超えて労働させない制度や取り決めはあるか
<input checked="" type="radio"/> ある ・ ない
・女性社員の平均勤続年数
5.0 年
・出産を機に退社する女性割合（全女性社員における割合）
比率 0 %（2018 年 3 月現在）
・育児者解雇の実績（ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか）
なし
・育児者へのメンタルヘルス対策の整備はされているか（ある場合は具体的に。産業医の設置状況等）
年1回のメンタルヘルスチェックの実施
・育児者と定期的なヒヤリングはしているか（している場合は具体的に）
希望者に実施
・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しは行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ 行っていない
・育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供はしているか
している ・ <input checked="" type="radio"/> していない
・育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しは行っているか
<input checked="" type="radio"/> 行っている ・ 行っていない

【男性育児者への対応】

・男性の育児休業の実績はあるか。ある場合は詳しく
過去 0 人実績 / 比率 0 %（全男性社員における割合）
・子どもが生まれる際の、父親の休暇取得の促進はしているか
している ・ <input checked="" type="radio"/> していない
・男性の育児休暇を促進するための措置が実施されているか（されている場合は具体的に）
特になし

【マタニティ（妊婦職員）への対応】

・マタニティ（妊婦職員）への制度は完備されているか（されている場合は具体的に）
母性健康管理連絡指導事項連絡カードによる勤務時間の変更、短縮、休暇取得
・マタニティ（妊婦職員）への配慮は社内ではどのようにされているか
部門長、一緒に働く教職員からの自発的な配慮、業務調整
・部署配属先の配慮はあるか（妊娠中は残業の少ない部署への異動を認める、重い荷物は持たせない等。ある場合は具体的に）
勤務時間の変更や短縮、休暇取得の承認
・マタニティ（妊婦職員）への相談窓口や説明の場は設けているか
○ いる ・ いない
・マタニティマークグッズを活用しているか（している場合は具体的に）
特になし

【本機構からの評点】

学短時間勤務や子の介護休暇を中心に学園全体に理解を広めるように周知の徹底を行っている様子が見え、緊急時になかなか帰りたくても帰れないと困っている育児中労働者が多く、育児者が速やかに帰宅できるように申請があった場合はすぐに承認する流れを確立しているところが珍しいと思いますし、高評価できました。今後は管理職への知識向上のためにセミナー受講を促したり、雇用環境整備士を中心に学園内の一層の雇用環境整備に取り組んでいただければと考えます。また、従業員者数に対して第Ⅰ種の整備士の数をもう1～2名増員していただきたいところです。

雇用環境整備/適正事業者認定（公開版）の取り扱いについて

1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する（非公開事項を除き原則原文のまま）。特に優れた取組み・事象・事項・意識・内容等と判断したものについては本機構からの評点という形で審査員の感想を付したので、閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正値を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているかを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間で生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任を負わないものとします。
4. 本制度でいう「育児者」とは満 12 歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満 35 歳以上の全ての者を指す。
5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の取組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、本機構はその旨の公開をすることとします。
7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口（P1 参照）」へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F（オフィスタ内）

*本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。